

# 国民健康保険制度が改正されます！

問合せ 市民課 ☎ 73-8015

平成 30 年 4 月から市区町村は都道府県と一緒に国民健康保険を運営します。

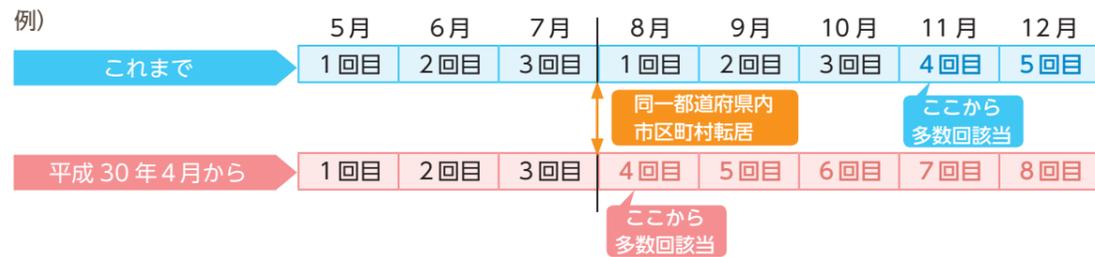
なぜ都道府県が国民健康保険に加わるの？

高齢化や医学の進歩により、一人当たりの医療費は増え続けています。国民健康保険財政の広域化を図り、保険制度を将来にわたって守り続けるためです！



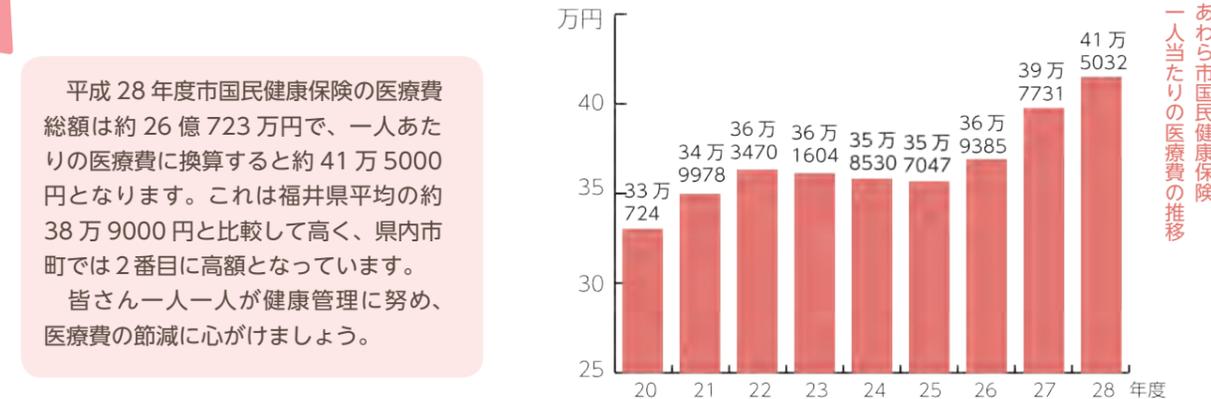
## 変わること

- ①被保険者証などの様式が変わり、都道府県名が追加されます (平成 30 年 8 月の保険証一斉更新から)
  - ②国保の加入資格の取得・喪失は都道府県単位になります (ただし、保険証は今までどおり転入・転出時に差し替えが必要です)
  - ③平成 30 年 4 月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数は、都道府県単位で通算されます
- ▼同一都道府県内での住所異動であれば、高額療養費の多数回該当回数が通算されます。



## 変わらないこと

- ①各種申請や届出、保険税の納付先はこれまでどおりです。
  - ②あわら市国民健康保険の保険税率は、平成 30 年度については、これまでどおり変更はありません。
- (あわら市の一人当たりの医療費は増え続けていますが、加入している皆さんが納める国民健康保険税と国や県からの補助金により健全な運営が図られています。)



今年度は申込期間と受診期間を早めます!!

国民健康保険・後期高齢者医療保険ご加入の皆さまへ

## 人間ドックの料金を一部助成します

申込期間 4月11日(水)～※土日、祝日を除く  
受診期間 5月7日(月)～平成31年2月28日(木)

対象 20歳以上の国民健康保険加入者および後期高齢者医療保険加入者  
※国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の滞納者を除く。  
助成額 各ドック料金の7割(上限2万5000円)

定員 【国民健康保険】先着 220人 (定員を20人増やしました!)  
【後期高齢者医療保険】先着 60人  
注意点 ・人間ドックと市民健診(集団・個別)の両方は受診できません。  
・受診日に国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格がない場合、助成はありません。  
申込み 窓口または電話でお申し込みください。  
市民課 ☎ 73-8015

### ▼個人負担金一覧 ※助成適用後の金額です

医療機関	性別	1日ドック	2日ドック	脳ドック(特定健診も含む)	1日ドック・脳ドック	2日ドック・脳ドック	1日ドック・PET-CT	2日ドック・PET-CT
済生会病院	男	1万9280円	4万5200円	2万3600円	5万7080円	8万3000円	10万7840円	13万3760円
	女	2万2520円	4万8440円		6万320円	8万6240円	11万1080円	13万7000円
春江病院		1万8000円	3万5000円	9000円	3万3000円	5万円		
坂井市立三国病院		1万6140円	3万8770円	8640円	4万3140円	6万5770円		
福井厚生病院		1万9280円	3万9800円	1万8200円	5万1680円	7万580円		
福井総合クリニック	男	1万2000円	4万880円		4万2000円	7万880円		
	女	1万4600円			4万4600円			
木村病院	男	1万3880円	3万4400円					
	女	2万360円	4万880円					
光陽生協クリニック	男	1万4330円	2万4700円					
	女	2万2430円	3万2800円					
福井県立病院	男	1万9280円						
	女	2万2520円						
福井赤十字病院	男	1万9280円			5万1680円			
	女	2万2520円			5万4920円			
松原病院				9720円				
福井県労働衛生センター	男	1万370円	3万4400円					
	女	1万7120円	4万1960円					

注意

- ・受け入れ人数に限りがあります。(先着順)
- ・検診内容は各医療機関によって異なります。詳細は、市のホームページをご覧ください。

## 国民健康保険(国保)からのお知らせ

### こんなときは14日以内に届出を!

春は転入や転出、就職や退職など、異動の多い季節です。それに伴い、健康保険の手続きも必要となります。次の届出事項に該当する場合は、その日から14日以内に必ず届け出をしてください!

こんなとき	持ち物(マイナンバーカードまたは通知カードは必須)
他市町村から転入してきたとき	他市町村の転出証明書、本人確認書類、印鑑
職場の健康保険をやめたとき(被扶養者でなくなったとき)	職場の健康保険をやめた証明(被扶養者でない理由の証明書)、本人確認書類、印鑑
子どもが生まれたとき	国保の保険証、母子健康手帳、印鑑
他市町村へ転出するとき	国保の保険証、本人確認書類、印鑑
職場の健康保険に加入したとき	国保の保険証、職場の保険証(未交付の場合は加入を証明するもの)、本人確認書類、印鑑
死亡したとき	国保の保険証、印鑑
住所(市内)・氏名・世帯主の変更	国保の保険証、本人確認書類、印鑑
世帯の分離・合併	国保の保険証、本人確認書類、印鑑
就学のため、別に住所を定めるとき	国保の保険証、在学証明書または学生証、印鑑
保険証の紛失による再交付	本人確認書類、印鑑

### 届出が遅れるとトラブルの元!

- ▶ 国保の保険税をさかのぼって払わなければならないことがあります。
- ▶ 国保の保険税と職場の健康保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。
- ▶ 医療費を全額自己負担しなければならないことがあります。

※平成28年1月からマイナンバー(個人番号)の利用が開始されたことに伴い、国民健康保険の各届出にマイナンバーの記載が必要です。

問合せ 市民課 ☎ 73-8015

※本人確認書類…運転免許証、マイナンバーカードなど